

江津市社会福祉法人に対する一般監査実施に係る法人分類基準

この基準は、江津市社会福祉法人指導監査実施要領第2条第1号アに定める社会福祉法人（以下「法人」という。）に対して行う一般監査の実施周期に応じた分類に関し、必要な事項を定めるものとする。

- 1 一般監査の実施周期を決定するため、本市が所管する法人を別表に掲げる要件及び評価基準に基づき、Ⅰ区分、Ⅱ区分、Ⅲ区分及びⅣ区分の4区分に分類するものとする。
- 2 Ⅲ区分及びⅣ区分の法人については、社会福祉法第59条に基づく届出書類及び後記6に定める届出書並びに当該添付書類の内容を確認し、毎年6月末日までに決定するものとする。
- 3 Ⅰ区分及びⅡ区分の法人は、直近の指導監査の結果及び監査報告並びに現況報告書の内容を確認し、毎年6月末日までに決定するものとする。
- 4 Ⅱ区分法人、Ⅲ区分法人及びⅣ区分法人がその要件を満たさなくなったときは、区分を変更するものとする。
- 5 法人に対して実施する一般監査の周期は、前記2及び3で決定した分類に基づき次により実施するものとする。
 - (1) Ⅰ区分法人は、1年に1回以上
 - (2) Ⅱ区分法人は、3年に1回
 - (3) Ⅲ区分法人は、4年に1回
 - (4) Ⅳ区分法人は、5年に1回
- 6 前記5(3)及び(4)に規定する監査周期の適用を希望する法人の理事長は、必要書類を添えて実地監査予定年度の4月から6月末までの間に江津市長あてに届け出るものとし、その取扱いについては別に定める。

附 則

この基準は平成25年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の一般監査から適用する。

附 則

この基準は、令和5年12月19日から施行し、令和5年度の一般監査から適用する。

別表

区分	要件	評価基準
I	II～IV区分以外の法人	
II	<p>評価基準の①のア、イのいずれも満たしていると認められる法人。ただし、次のいずれかに該当する法人を除く。</p> <p>(1) 法人設立後、2年が経過していない法人</p> <p>(2) 前年度に特別監査を実施した法人並びに経営する施設に対して特別監査を実施した法人</p> <p>(3) 前回の指導監査で経営に問題を有すると認められた施設を経営する法人</p> <p>(4) 指導監査の改善指導に対して、改善措置を講じない法人並びに改善措置を講じない施設を経営する法人</p> <p>(5) その他、指導監査の実施が必要と認められる法人</p>	<p>①法人運営、事業の状況</p> <p>ア 法人本部の運営について、社会福祉法及び関係法令・通知(法人に係るものに限る。)に照らし大きな問題が認められないこと。</p> <p>イ 当該法人が経営する社会福祉事業、公益事業、収益事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に大きな問題が認められないこと。</p>
III	<p>II区分に属する法人であって、IV区分に該当しない法人において、苦情解決の取り組みが適切に行われ、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかを満たしていると認められる法人。ただし、前回の法人指導監査において文書指摘を受けた法人は除く。</p> <p>(1) 評価基準の②のアに取り組んでいる法人</p> <p>(2) 評価基準の②のイに取り組んでいる法人</p>	<p>②法人の取り組み状況</p> <p>ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。</p> <p>イ 経営している施設がISO 9001の認証を受けていること。</p>
	<p>II区分に属する法人であって、IV区分に該当しない法人であり、専門家(公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人)による「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援」又は「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援」を受け</p>	<p>③書類</p> <p>専門家が左記の支援を踏まえて作成する書類として次に定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「会計監査及び専門家による支援等について」(平成29年4月27日付け社援基発0427第1号厚生労働

	<p>た法人で、評価基準の③の書類が提出された法人。ただし、前回の法人指導監査において文書指摘を受けた法人は除く。</p>	<p>省社会・援護局福祉基盤課長通知別添1「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」</p> <p>・同通知別添2「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」</p>
<p>IV</p>	<p>II 区分に属する法人であって、会計監査人による監査等を受け、会計監査人の作成する会計監査報告について、次の(1)又は(2)に該当し、所轄庁が毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断する法人。ただし、前回の法人指導監査において文書指摘を受けた法人は除く。</p> <p>(1) 法第36条第2項又は法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人で、評価基準の④のアに該当する法人</p> <p>(2) 会計監査人を設置していない法人で、評価基準の④のイに該当する法人</p>	<p>④会計監査報告</p> <p>ア 会計監査人による監査を受け、法第45条の19第1項の規定に基づき作成される会計監査報告及び「監査実施概要及び監査結果の説明書」を受領し、会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」(除外事項について改善されたことが確認できる場合に限り。)が記載された場合</p> <p>イ 会計監査人による監査に準ずる監査(会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同等のものと考えられる監査。)を受け、会計監査報告及び「監査実施概要及び監査結果の説明書」を受領し、会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」(除外事項について改善されたことが確認できる場合に限り。)が記載された場合</p>